証券コード　3054
平成28年３月８日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目９番６号
株　式　会　社　ハ　イ　パ　ー
取締役社長　玉　田　宏　一

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月23日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年３月24日（木曜日）午前10時（開場午前９時）
２．場　　所　　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館　９階　会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第26期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第26期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hyperpc.co.jp）に掲載させていただきます。

ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、景気は緩やかな回復基調をたどっているものの、設備投資や個人消費などに対する支出への波及に遅れがみられました。また、中国経済を始めとする海外景気の下振れ懸念から、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属するコンピュータ販売事業におきましては、WindowsXPの入れ換えに伴う特需の反動が発生したことによる市場縮小に歯止めがかからず、好転の兆しが見えない状態が続きました。

このような環境のもと当社グループにおきましては、強みである在庫戦略を積極的に展開し、価格優位性を生かした在庫商品の販売に注力するなど、利益の確保に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は18,715,567千円（前連結会計年度比13.0％減）、経常利益は361,255千円（前連結会計年度比39.2％減）、当期純利益は226,319千円（前連結会計年度比37.3％減）となりました。

各セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

【情報機器販売事業】

WindowsXPのサポート終了に伴う切り替え需要の反動により、法人向けコンピュータ市場においては、パソコンの出荷台数が減少する状況が見られました。当社グループは独自の「在庫販売戦略」に注力するなど、利益の確保に努めてまいりましたが、前述の反動の影響が長引いたこともあり、売上高は13,013,972千円（前連結会計年度比20.6％減）、営業利益は329,993千円（前連結会計年度比44.2％減）となりました。

【アスクルエージェント事業】

既存取引先の稼働促進や新規取引先の拡大により売上高は堅調に推移しました。その結果、売上高は5,701,595千円（前連結会計年度比11.2％増）、営業利益は37,389千円（前連結会計年度比208.1％増）となりました。

＜当社グループの売上高内訳＞

区　　分	第25期（平成26年12月期）		第26期（平成27年12月期）	
	売　上　高（千円）	構成比（％）	売　上　高（千円）	構成比（％）
情報機器販売事業	16,390,954	76.2	13,013,972	69.5
アスクルエージェント事業	5,127,381	23.8	5,701,595	30.5
合　　計	21,518,336	100.0	18,715,567	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備の取得、除却及び売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金の調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成27年６月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社らくさあと吸収合併を行い、同社が営んでおりましたアスクル事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第23期 (平成24年12月期)	第24期 (平成25年12月期)	第25期 (平成26年12月期)	第26期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売　　上　　高	16,583,858	20,562,546	21,518,336	18,715,567
当　期　純　利　益	107,031	182,686	361,101	226,319
１株当たり当期純利益	54円55銭	92円96銭	174円65銭	54円17銭
総　　資　　産	4,907,009	6,620,805	5,905,460	6,027,777
純　　資　　産	1,574,860	1,776,426	2,142,808	2,367,071
１株当たり純資産額	802円68銭	869円09銭	1,016円32銭	541円30銭

（注）当社は平成27年11月17日開催の取締役会において、平成28年１月１日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に該当株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第23期 (平成24年12月期)	第24期 (平成25年12月期)	第25期 (平成26年12月期)	第26期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売　　上　　高	16,561,254	20,430,078	21,212,781	18,363,875
当　期　純　利　益	120,182	220,074	294,282	191,451
１株当たり当期純利益	61円25銭	111円99銭	142円33銭	45円83銭
総　　資　　産	4,915,529	6,656,131	5,823,578	5,921,292
純　　資　　産	1,588,011	1,826,965	2,126,528	2,315,922
１株当たり純資産額	809円38銭	893円87銭	1,008円51銭	529円32銭

（注）当社は平成27年11月17日開催の取締役会において、平成28年１月１日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に該当株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リステック	50,000千円	100%	小規模企業向けサーバ等の情報機器の企画・販売

（注）1. 平成27年６月１日で、当社の連結子会社である株式会社らくさあを吸収合併しております。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営基盤のさらなる安定と継続的な成長を目指し、常に企業価値を高めるために、以下の目標に前向きに取り組んでまいります。

(利便性の追求)

コンピュータ販売を中心に、アスクル代理店業務、ＩＴサービス等の各事業により、ユーザーとの強力な取引関係を築き、常に新しい商材・サービスを提供し続けることで、ユーザーにとって一番利便性が高い企業を目指します。また、首都圏で培ったビジネスモデルを全国に展開することによって、首都圏以外のユーザーに対しても同等のサービスの提供を目指します。

(効率的な企業運営)

社内システムや組織体制の見直し、業務改善等を通じて業務の効率化を図るとともに、成長率が高く利益率が高い事業分野に積極的に資源を投入することにより、収益性を高め効率的な企業運営を目指します。

(信頼される企業)

従業員のモラルとモチベーションを高めながら、業績の向上、透明性の高い経営体制の維持、コンプライアンス・情報管理の徹底、優秀な人材の育成等を通じて、株主やユーザー・仕入先等のお取引先から信頼される企業を目指します。

上記に掲げた目標に対して、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

① 全国に拠点展開するにあたって、業務のシステム化、業務フローの改善等により、さらなる生産性の向上に取り組む必要があります。

② 当社グループは、さらなる業容の拡大をするために、市場のニーズに呼応した新たな事業を展開していく必要があります。また、これらの新規事業やサービスの早期収益化を目指してまいります。

③ 優秀な人材の育成は、経営基盤を維持し、拡大する上で不可欠であり、今後も教育研修制度の充実による人材育成の強化に取り組む必要があります。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

セグメント	事業内容
情報機器販売事業	コンピュータ及び周辺機器、ソフトウエア等の法人顧客への販売、 ネットワーク構築、コンピュータの設定・保守、その他のITサービス
アスクルエージェント事業	アスクル代理店業務、事務用品、オフィス家具等の販売

（注）アスクル……東証一部上場企業アスクル株式会社が行っているオフィス関連用品の通信販売事業「ASKUL」の代理店業務

(6) 主要な営業所等（平成27年12月31日現在）

①　当社

本社	東京都中央区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
広島支店	広島県広島市中区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区

②　子会社

株式会社リステック	東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報機器販売事業	136（19）名	1名増　（6名増）
アスクルエージェント事業	17　（5）	1名増　（1名減）
全社（共通）	47　（7）	1名減　（7名減）
合計	200（31）	1名増　（2名減）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
196（30）名	1名増（2名減）	34.7歳	7.2年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社横浜銀行	463
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	365
株式会社三井住友銀行	127
株式会社商工組合中央金庫	126
株式会社千葉銀行	123

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　　普通株式　　6,600,000株

② 発行済株式の総数　　普通株式　　2,134,200株

（注）ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は50,400株増加しております。

③ 株主数　　1,188名

④ 単元株式数　　100株

⑤ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
ララコーポレーション株式会社	581,300株	27.23%
玉田宏一	351,400	16.46
遠藤孝	181,500	8.50
関根俊一	60,100	2.81
オー・エイ・エス株式会社	60,000	2.81
小田昌平	52,800	2.47
株式会社庚伸	45,000	2.10
ハイパー従業員持株会	42,700	2.00
柳本志行	27,500	1.28
望月真貴子	25,200	1.18

（注）１．持株比率は自己株式（44株）を控除して計算しております。
２．持株比率は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年11月17日開催の取締役会の決議により、平成28年１月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合をもって分割するとともに、当社定款を変更し、発行可能株式総数を分割の割合に応じて増加する決議をいたしました。

これに伴い、発行可能株式総数は13,200,000株に、発行済株式の総数は4,268,400株になっております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．平成25年４月16日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

410個

・新株予約権の目的となる株式の数

41,000株（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　100円（１株当たり　１円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　248円

・新株予約権を行使することができる期間

平成28年６月４日から平成31年６月３日まで

・新株予約権の行使条件

ａ．当社が策定した中期経営計画の目標である平成25年12月期から平成27年12月期までの３期累計の連結営業利益額1,120百万円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下の通り定める。

ⅰ 達成率80％以上90％未満　割当新株予約権の50％まで行使可能

ⅱ 達成率90％以上100％未満 割当新株予約権の75％まで行使可能

ⅲ 達成率100％以上　　割当新株予約権の100％まで行使可能

なお、計算の結果１個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外のものは失効することとする。

ｂ．新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。

ｃ．新株予約権の相続は、これを認めない。

ｄ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ｅ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	26個	2,600株	1名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

（注）１．上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

２．平成28年１月１日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、「目的である株式の数」は株式分割前の株式数を記載してあります。

ロ．平成26年４月15日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

77個

・新株予約権の目的である株式の数

7,700株（新株予約権１個につき100株）

・新株予権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　100円（１株当たり　１円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　502円

・新株予約権を行使することができる期間

平成26年５月３日から平成32年５月２日まで

・新株予約権の行使の条件

ａ．新株予約権者は、割当日の翌日から３年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

ｂ．上記ａ．にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合

（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

ｃ．上記ａ．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

ｄ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	77個	7,700株	6名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

（注）平成28年１月１日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、「目的である株式の数」は株式分割前の株式数を記載してあります。

ハ．平成27年４月14日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
83個

・新株予約権の目的である株式の数
8,300株（新株予約権１個につき100株）

・新株予権の払込金額
無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　100円（１株当たり　１円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１株当たり　427円

・新株予約権を行使することができる期間
平成27年５月19日から平成33年５月18日まで

・新株予約権の行使の条件

ａ．新株予約権者は、割当日の翌日から３年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

ｂ．上記ａ．にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は取締役会決議日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編行為の際の新株予約権の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く。

ｃ．上記ａ．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

ｄ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	83個	8,300株	6名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

（注）平成28年１月１日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、「目的である株式の数」は株式分割前の株式数を記載してあります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成27年6月16日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

559個（新株予約権１個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の数

55,900株

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　100,300円（１株当たり　1,003円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株当たり　693円

・新株予約権を行使することができる期間

平成29年６月17日から平成37年６月16日まで

・新株予約権の行使条件

ａ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

ｂ．新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。

ｃ．新株予約権の相続は、これを認めない。

ｄ．新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。ただし、１個の新株予約権を、さらに分割して行使することはできない。

ｅ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社執行役員及び従業員	548個	54,800株	55人

（注）１．平成27年12月31日現在において交付時より新株予約権の数が11個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

・退職による減少分11個

２．平成28年１月１日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、「目的となる株式の数」は株式分割前の株式数を記載してあります。

③　その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	関根俊一	
取締役社長（代表取締役）	玉田宏一	株式会社リステック代表取締役
常務取締役	遠藤孝	株式会社リステック取締役
取締役	江守裕樹	管理統括部長　兼 事業企画室長 株式会社リステック監査役
取締役	松村雅浩	販売推進統括部長
取締役	望月真貴子	営業統括部長
常勤監査役	河邉春喜	
監査役	若林和子	みなとアドバイザーズ株式会社代表取締役
監査役	窪田至夫	

（注）１．常勤監査役河邉春喜氏、監査役若林和子氏及び監査役窪田至夫氏は、社外監査役であります。

２．監査役若林和子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．当社は常勤監査役河邉春喜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

４．当事業年度中における取締役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
江守裕樹	取締役 管理統括部長	取締役 管理統括部長　兼 事業企画室長	平成27年５月１日
松村雅浩	取締役 営業統括部長	取締役 販売推進統括部長	平成27年７月１日
望月真貴子	取締役 販売推進統括部長	取締役 営業統括部長	平成27年７月１日

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (-)	63,140千円 (-)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	11,100千円 (11,100千円)
合計 （うち社外役員）	9名 (3名)	74,240千円 (11,100千円)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成８年５月31日開催の第６回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、平成26年３月25日開催の第24回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成８年５月31日開催の第６回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

４．上記の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額7,255千円（取締役６名に対し7,255千円）が含まれております。

５．企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる報酬等の額が１億円以上である会社役員は、当事業年度につきましては該当はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役若林和子氏は、みなとアドバイザーズ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
常勤監査役　河 邉 春 喜	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経営・マネジメントに関する豊富な知識と経験を踏まえ、取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役　　若 林 和 子	当事業年度に開催された取締役会20回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役　　窪 田 至 夫	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経営・マネジメントに関する豊富な知識と経験を踏まえ、取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,845千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,845千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区別できませんので、事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当事業年度において、会計監査人に対する公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）の対価の支払はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤　会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

１．処分対象

新日本有限責任監査法人

２．処分内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務停止

(5) 業務の適正を確保するための体制および運用状況

１．取締役会における決議の内容の概要

当社は、平成27年４月14日開催の取締役会において、業務の適正化を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）の一部改定を決議しました。

改定後の当該基本方針の内容は次の通りです。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役を含む役職員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「行動規範に関する補則」を当社グループ全職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとする。また、「コンプライアンス規程」を制定し、当社グループ全役職員に徹底を図る。毎月１回以上開催する「経営会議」においては、当社および子会社の会社運営における重要事項を検討する。監査役および内部監査室は、当社および子会社の業務活動の妥当性やコンプライアンスの状況などについて監査を実施し、適切な連携関係を維持しながら、業務の改善に向けた助言・勧告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」、「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議決裁書等を作成し、適切に保存かつ管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処する為に、「職務分掌権限規程」や「業務分掌規程」、その他の社内規程に従い、取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行う。また、当社および子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月１回、定時取締役会を開催する他、必要に応じて取締役会を開催し、活発な議論を通じて経営上の意思決定を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月

１回以上開催し、審議の上業務執行に関する基本的事項に係わる意思決定を機動的に行う。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役は、監査業務に必要な事項を経営企画室等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員は、その依頼に関して取締役会の指揮命令を受けない。

ロ．監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員に関する人事については、常勤監査役と協議を行い、独立性についても十分留意するものとする。

⑥　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、グループ会社管理の基本的な事項に関する諸規程を定め、グループ会社の内部統制および業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制および報告体制を確保する。

ロ．監査役は、子会社監査役と連携し、定期的に子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、内部統制の整備および運用状況を監視する。

ハ．内部監査室は、当社および子会社の監査役と連携し、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べることができる。

ロ．取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事象が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役および使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告する。

ハ．当社は、当社および子会社の監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および職員に周知徹底する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会および使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努める。

ロ．監査役は、取締役社長との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査室との連携を図る。

ハ．監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用する為の費用の支出を求めた場合、当社は職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨　反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たない。その不当要求に対しては、法令および社内規程に則り、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で対応する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

２．業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近１年間（当事業年度の末日から遡って１ヵ年）における実施状況は次のとおりであります。

①　取締役会を20回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。

②　監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

③　財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④　情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報漏洩防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。

⑤　リスク管理の観点に基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制および初動体制を整備し、模擬訓練を実施いたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、安定的かつ業績に見合う適正な配当を維持することを基本方針としております。

また、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うこととし、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保につきましては、経営基盤のさらなる強化に向けて、人材の確保・教育・育成、社内システムの高度化および新規事業投資等に積極的に活用してまいりたいと考えております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当初予想の普通配当１株につき16円に２円を加え18円とすることを予定しております。これに伴い、すでにお支払いしております中間配当１株につき16円を合わせた年間配当は１株につき34円となります。

（注）本事業報告の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率及び１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入しております（大株主（上位10名）の持株比率を除く）。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	5,717,342	流動負債	3,104,959
現金及び預金	2,199,894	買掛金	2,124,991
受取手形及び売掛金	2,496,421	短期借入金	300,000
電子記録債権	168,868	1年内返済予定の長期借入金	450,684
商品	760,662	未払法人税等	32,274
その他	95,991	賞与引当金	46,851
貸倒引当金	△4,495	その他	150,157
固定資産	310,435	固定負債	555,747
有形固定資産	45,352	長期借入金	539,173
建物	22,805	資産除去債務	16,574
工具、器具及び備品	22,546	負債合計	3,660,706
無形固定資産	128,410	（純資産の部）	
顧客関係資産	40,332	株主資本	2,308,972
その他	88,078	資本金	297,981
投資その他の資産	136,673	資本剰余金	270,980
投資有価証券	33,377	利益剰余金	1,740,056
繰延税金資産	21,283	自己株式	△46
その他	156,215	その他の包括利益累計額	1,474
貸倒引当金	△74,202	その他有価証券評価差額金	1,474
		新株予約権	56,624
		純資産合計	2,367,071
資産合計	6,027,777	負債純資産合計	6,027,777

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**18,715,567**
売上原価		**16,070,634**
売上総利益		**2,644,932**
販売費及び一般管理費		2,277,549
営業利益		**367,383**
営業外収益		
受取利息	895	
受取配当金	677	
広告料収入	2,400	
受取手数料	922	
その他	1,878	6,774
営業外費用		
支払利息	10,457	
支払手数料	2,300	
その他	144	12,901
経常利益		**361,255**
税金等調整前当期純利益		**361,255**
法人税、住民税及び事業税	134,491	
法人税等調整額	444	134,935
少数株主損益調整前当期純利益		**226,319**
当期純利益		**226,319**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	278,628	251,677	1,585,675	△20	2,115,960
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使	19,353	19,303			38,656
剰余金の配当			△71,938		△71,938
当期純利益			226,319		226,319
自己株式の取得				△26	△26
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	19,353	19,303	154,381	△26	193,011
当期末残高	297,981	270,980	1,740,056	△46	2,308,972

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,836	1,836	25,011	2,142,808
連結会計年度中の変動額				
新株予約権の行使				38,656
剰余金の配当				△71,938
当期純利益				226,319
自己株式の取得				△26
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△361	△361	31,613	31,251
連結会計年度中の変動額合計	△361	△361	31,613	224,262
当期末残高	1,474	1,474	56,624	2,367,071

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　１社

連結子会社の名称　株式会社リステック

連結範囲の変更　株式会社らくさあは平成27年６月１日付で当社と合併したため連結の範囲から除いております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

・商品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～15年
工具、器具及び備品	４～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間で残存期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法に基づいております。
また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間（３年又は５年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ．ヘッジ会計の処理　金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ハ．のれんの償却方法及び償却期間　合理的な年数（３年）で均等償却しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めておりました「受取手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取手数料」は161千円であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　55,836千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,083,800株	50,400株	－株	2,134,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年３月26日定時株主総会	普通株式	38,549	18.50	平成26年12月31日	平成27年３月27日
平成27年８月11日取締役会	普通株式	33,388	16.00	平成27年６月30日	平成27年９月１日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年３月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,414	18.00	平成27年12月31日	平成28年３月25日

(3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　16,000株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入を基本方針としております。デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、概ね３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスクの管理

営業債権については、当社グループにおける債権管理規程に従い、各担当部署において取引先ごとの状況をモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

ロ．市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づき稟議決裁を行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,199,894 千円	2,199,894 千円	－ 千円
(2) 受取手形及び売掛金	2,496,421	2,496,421	－
(3) 電子記録債権	168,868	168,868	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	8,427	8,427	－
資産計	4,873,611	4,873,611	－
(1) 買掛金	2,124,991	2,124,991	－
(2) 短期借入金	300,000	300,000	－
(3) １年内返済予定の長期借入金	450,684	455,754	5,070
(4) 長期借入金	539,173	535,383	△3,789
(5) デリバティブ取引	－	－	－
負債計	3,414,848	3,416,129	1,281

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) １年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,950千円
非上場債券	20,000

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　541円30銭

(2) １株当たり当期純利益　54円17銭

（注）平成28年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

７．重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成28年１月１日付で、下記のとおり株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層及び株主数の拡大を図ることを目的として、株式分割を行うものであります。

２．株式分割の概要

(1)分割の方法

平成27年12月31日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

①株式分割前の当社発行済株式総数　2,134,200株

②今回の分割により増加する株式数　2,134,200株

③株式分割後の当社発行済株式総数　4,268,400株

④株式分割後の発行可能株式総数　13,200,000株

(注)株式数については、平成27年12月31日現在の株式数を基準としております。

(3)分割の日程

①基準日　平成27年12月31日

②効力発生日　平成28年１月１日

８．その他の注記

特記事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	5,566,088	流動負債	3,049,622
現金及び預金	2,111,062	買掛金	2,088,382
受取手形	159,770	短期借入金	300,000
売掛金	2,315,601	1年内返済予定の長期借入金	450,684
電子記録債権	168,868	未払金	74,067
商品	722,057	未払費用	50,012
貯蔵品	1,212	未払法人税等	20,897
前渡金	943	前受金	4,417
前払費用	23,945	預り金	14,309
繰延税金資産	21,633	賞与引当金	46,851
その他	45,490	固定負債	555,747
貸倒引当金	△4,495	長期借入金	539,173
固定資産	355,203	資産除去債務	16,574
有形固定資産	44,424	負債合計	3,605,369
建物	22,805	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	21,619	株主資本	2,257,823
無形固定資産	126,610	資本金	297,981
ソフトウエア	85,004	資本剰余金	270,980
顧客関係資産	40,332	資本準備金	247,994
その他	1,273	その他資本剰余金	22,986
投資その他の資産	184,168	利益剰余金	1,688,907
投資有価証券	33,377	利益準備金	2,607
関係会社株式	50,000	その他利益剰余金	1,686,300
出資金	10,000	繰越利益剰余金	1,686,300
破産更生債権等	74,202	自己株式	△46
繰延税金資産	18,778	評価・換算差額等	1,474
敷金	66,260	その他有価証券評価差額金	1,474
その他	5,752	新株予約権	56,624
貸倒引当金	△74,202	純資産合計	2,315,922
資産合計	5,921,292	負債純資産合計	5,921,292

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**18,363,875**
売上原価		**15,878,405**
売上総利益		**2,485,470**
販売費及び一般管理費		2,182,149
営業利益		**303,320**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,755	
広告料収入	2,400	
受取手数料	7,050	
経営指導料	4,380	
その他	2,311	17,896
営業外費用		
支払利息	10,457	
支払手数料	2,300	
その他	132	12,889
経常利益		**308,327**
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	485	485
税引前当期純利益		**307,841**
法人税、住民税及び事業税	116,841	
法人税等調整額	△451	116,390
当期純利益		**191,451**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	278,628	228,690	22,986	251,677	2,607	1,566,787	1,569,394	△20	2,099,680
事業年度中の変動額									
新株予約権の行使	19,353	19,303		19,303					38,656
剰余金の配当						△71,938	△71,938		△71,938
当期純利益						191,451	191,451		191,451
自己株式の取得								△26	△26
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	19,353	19,303	－	19,303	－	119,512	119,512	△26	158,143
当期末残高	297,981	247,994	22,986	270,980	2,607	1,686,300	1,688,907	△46	2,257,823

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,836	1,836	25,011	2,126,528
事業年度中の変動額				
新株予約権の行使				38,656
剰余金の配当				△71,938
当期純利益				191,451
自己株式の取得				△26
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△361	△361	31,613	31,251
事業年度中の変動額合計	△361	△361	31,613	189,394
当期末残高	1,474	1,474	56,624	2,315,922

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産

・商品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～15年
工具、器具及び備品	４～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
また、顧客関係資産については、将来の収益獲得見込期間（３年又は５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② ヘッジ会計の処理　　金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　55,006千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　　3,423千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益　　1,038千円

(2) 営業取引以外の取引高　　11,628千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	19株	25株	－株	44株

(注) 自己株式の増加の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取による増加　25株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	22,627千円
未払事業税否認	2,045千円
未払事業所税否認	950千円
賞与引当金繰入限度超過額	15,489千円
未払費用否認	2,057千円
資産除去債務	5,360千円
株式報酬費用	16,541千円
その他	381千円
繰延税金資産小計	65,452千円
評価性引当額	△21,536千円
繰延税金資産計	43,916千円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△2,799千円
その他	△704千円
繰延税金負債計	△3,504千円
繰延税金資産の純額	40,411千円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社リステック	100％	経営指導役員の兼任	経営指導料等の受取（注）	10,830	－	－
	株式会社らくさあ	100％	同上	同上	600	－	－

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）経営指導料については、業務内容、業績等を勘案して契約により取引条件を決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　529円32銭

(2) １株当たり当期純利益　45円83銭

（注）平成28年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

８．重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成28年１月１日付で、下記のとおり株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層及び株主数の拡大を図ることを目的として、株式分割を行うものであります。

２．株式分割の概要

(1)分割の方法

平成27年12月31日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

①株式分割前の当社発行済株式総数　2,134,200株

②今回の分割により増加する株式数　2,134,200株

③株式分割後の当社発行済株式総数　4,268,400株

④株式分割後の発行可能株式総数　13,200,000株

(注)株式数については、平成27年12月31日現在の株式数を基準としております。

(3)分割の日程

①基準日　平成27年12月31日

②効力発生日　平成28年１月１日

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月18日

株式会社ハイパー

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　井　俊　次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小野木　幹　久　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ハイパーの平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイパー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月18日

株式会社ハイパー
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　井　俊　次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小野木　幹　久　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ハイパーの平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第２６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月19日

株式会社ハイパー　監査役会

常勤監査役（社外監査役）河　邉　春　喜　㊞

監　査　役（社外監査役）若　林　和　子　㊞

監　査　役（社外監査役）窪　田　至　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第26期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は38,414,808円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年３月25日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はございません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第2条　（条文省略） 1. コンピュータ及びその周辺機器の販売及び設置設定・保守 2. 通信機器、事務機器、オフィスオートメイション機器の販売及び設置・保守 3. 情報処理サービス業及びソフトウエアの企画・開発・販売 4. 前各号商品の古物の売買 5. インターネットを利用した各種情報提供サービス	（目的） 第2条　（現行どおり） 1. コンピュータ、コンピュータソフトウェア及び各種通信機器並びにそれらの周辺機器の企画、開発、製造、販売、輸入、賃貸、設置、管理及び保守 2. コンピュータシステム、プログラム及びサーバーシステムの企画、開発、設計、構築、賃貸借、販売、輸入、設置、管理及び保守並びにそれらの受託及びコンサルティング 3. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 4. インターネットに関する総合コンサルティング業務及びインターネットを利用した各種情報提供サービス 5. インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業及びホームページの企画立案、制作及び保守に関する業務

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
6. インターネットを利用した通信販売及びホームページの企画制作	6. 電気通信事業に関する企画及びコンサルティング
7. インターネットシステムに関するコンサルティング業務	7. 家具、什器備品、化粧品、食料品、日用雑貨品、植物、玩具、書籍、文房具、事務用品の企画、販売及び輸入
8. 電気通信事業に関するコンサルティング及び企画	8. 家庭用電気製品の販売及び設置・保守
9. 店舗、事務所のインテリア企画・設計	9. 労働者派遣事業、人材紹介業及びコンサルティング業務
10. 家具、什器備品、文房具の企画・販売	10. 障害者支援及び児童福祉に関する事業
11. 家庭用電気製品の販売及び設置・保守	11. 教育及び社会体験に関する事業
12. 労働者派遣事業	12. 健康、生活、福祉及び介護に関する相談及びコンサルティング
（新設）	13. オフィス及び店舗のデザイン、設計、施工、監理及びコンサルティング
（新設）	14. 建築工事、電気工事、内装工事、電気通信工事の請負・設計及び管理並びにオフィス家具の組立て・施工
13. 広告業及び印刷・出版業	15. 広告業及び印刷・出版業
14. 家庭用雑貨の販売	16. 損害保険代理業、生命保険募集業、旅行業及び労働者派遣業
15. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務	17. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、鑑定並びに管理業及び駐車場の経営
16. 経営に関するコンサルティング業務	18. 運送業及び倉庫業に関する事業
（新設）	19. リサイクル、買取り、廃棄処理及び古物の売買業

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	20.　食品の製造、加工、販売及び在宅配食サービス並びに飲食、食料品販売店の経営
（新設）	21.　データセンター運用事業並びにこれに付帯するハードウェア及びソフトウェアの販売及び貸与等の事業
（新設）	22.　発電及びその管理・運営並びに売電に関する事業
（新設）	23.　各種マーケティング業
（新設）	24.　投資並びに投資顧問業
（新設）	25.　イベントの企画・運営
（新設）	26.　収納代行業務、集金及び支払代行業務
（新設）	27.　リース、レンタル及びその代行業務
（新設）	28.　経営に関するコンサルティング
17.　前各号に付帯する一切の業務	29.　前各号に附帯又は関連する一切の業務

第３号議案　取締役６名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（６名）が任期満了となります。つきましては、取締役６名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	たまだ　ひろかず 玉田　宏一 （昭和39年２月26日生）	昭和61年４月　新日本工販株式会社（現株式会社フォーバル）入社 平成４年１月　当社入社 平成４年４月　取締役 平成８年４月　常務取締役 平成20年３月　取締役副社長 平成21年４月　代表取締役社長（現任） 平成24年４月　株式会社リステック　代表取締役（現任） 平成25年３月　株式会社らくさあ　代表取締役 平成28年１月　株式会社みらくる　取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社リステック　代表取締役 株式会社みらくる　取締役	351,400株
2	えんどう　たかし 遠藤　孝 （昭和38年１月７日生）	昭和61年４月　新日本工販株式会社（現株式会社フォーバル）入社 平成３年５月　当社入社 平成４年１月　取締役 平成16年９月　経営企画室長 平成20年３月　常務取締役（現任） 平成24年４月　株式会社リステック　取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社リステック　取締役	181,500株
3	えもり　ひろき 江守裕樹 （昭和47年８月26日生）	平成７年３月　当社入社 平成20年５月　経営企画室長 平成22年７月　総務・経営企画統括部長 平成23年４月　執行役員 平成24年１月　管理統括部長 平成24年３月　取締役（現任） 平成25年３月　株式会社らくさあ　監査役 平成25年４月　経営企画室長 平成26年７月　経理部長 平成27年３月　株式会社リステック　監査役（現任） 平成27年５月　事業企画室長（現任） 平成28年１月　株式会社みらくる　代表取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社リステック　監査役 株式会社みらくる　代表取締役	6,400株
4	まつむら　まさひろ 松村雅浩 （昭和49年１月１日生）	平成７年５月　当社入社 平成20年５月　執行役員 特販営業統括部長 平成21年４月　広域営業統括部長 平成24年１月　アスクル営業統括部長 平成24年３月　取締役（現任） 平成24年７月　営業統括部長 平成25年３月　株式会社らくさあ　取締役 平成27年７月　販売推進統括部長（現任）	4,400株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	もちづき　まきこ 望月　真貴子 （昭和46年９月24日生）	平成７年11月　当社入社 平成19年１月　営業企画部長 平成20年５月　販売推進統括部長 平成23年１月　購買部長 平成25年４月　執行役員 平成26年３月　取締役（現任） 平成27年７月　営業統括部長（現任）	25,200株
6	※ みやざわ　さとる 宮澤　敏 （昭和39年２月７日生）	昭和60年３月　新日本工販株式会社（現株式会社フォーバル）入社 平成５年２月　株式会社庚伸　代表取締役（現任） 平成７年３月　当社　取締役会長 平成９年12月　株式会社パルディア　社外取締役（現任） 平成14年６月　株式会社ドムコス　代表取締役 平成18年12月　コウシン・ベトナム有限会社　CEO（現任） 平成27年３月　日本オプロ株式会社　社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社庚伸　代表取締役 株式会社パルディア　社外取締役 コウシン・ベトナム有限会社　CEO 日本オプロ株式会社　社外取締役	7,500株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．宮澤敏氏は、社外取締役候補者であります。

４．宮澤敏氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の情報・通信業での経営者としての優れた見識と深い経験から、取締役に対する監督機能や経営全般に対する助言を通じ、取締役会の透明性、説明責任の向上に貢献していただくことを期待したためであります。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

５．宮澤敏氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役１名が本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
※ さとう　とおる 佐藤　亨 (昭和30年４月25日生)	昭和53年４月　ホウトク販売株式会社（現株式会社ホウトク）　入社 昭和58年６月　日本オフィス・システム株式会社　入社 平成11年12月　ダイワボウ情報システム株式会社　入社 平成12年４月　同社アップル営業1課長 平成16年４月　同社営業企画部広域統括課長 平成17年12月　同社東京総務部総務課長 平成22年７月　同社事業管理部東日本管理部長 平成27年４月　同社事業管理部東日本管理課（現任）	－株

（注）　１．※印は、新任候補者であります。

２．監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．佐藤亨氏は、社外監査役候補者であります。

４．佐藤亨氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、同氏のコンピュータ販売業界における豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。また、その経験と見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

５．佐藤亨氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館　９階　会議室
電話　03（3667）9210



最寄駅
東京メトロ東西線・日比谷線　茅場町駅８番出口直結

お願い：誠に申し訳ございませんが、当会場には専用駐車場の用意がございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。